

平成23年度食の安全安心について講じた施策の実施状況の報告について

I はじめに

県では、「愛媛県食の安全安心推進条例」(平成20年12月議会にて議員提案により可決成立、平成21年4月施行。以下、「条例」という。)に基づき、「愛媛県食の安全安心の推進に関する計画」(平成22年2月策定、同年4月施行。以下、「推進計画」という。)を策定し、副知事を本部長とする「えひめ食の安全・安心推進本部」(平成15年10月設置。)を中心に、関係部署で連携を図りながら、食の安全安心に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

しかしながら、平成23年3月の福島第一原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質による汚染問題や牛肉の生食を原因とする食中毒事件によって死亡者が発生するなど、全国的に食の安全安心を揺るがす事件が後を絶ちません。

また、県内でも放射性セシウムに汚染された牛肉の流通や産地偽装事件等が発生しており、食品の安全性に対する県民の関心は一層高まっています。

こうした状況をふまえながら、平成23年度も食の安全安心の確保に関する各種施策に取り組みました。

II 報告の根拠規定等

この報告書は、条例第10条の「知事は、毎年度、食の安全安心について講じた施策の実施状況について、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。」との規定に基づき、議会に報告し、公表するものです。

III 施策の実施状況

1 条例に基づく施策の実施状況について

(1)「愛媛県食の安全安心推進県民会議」の開催について

条例27条では、「食の安全安心に関する重要な事項を調査審議させるため、愛媛県食の安全安心推進県民会議を置く。」とされています。

このため、学識経験者等10名で構成する「愛媛県食の安全安心推進県民会議」を平成21年4月から設置しており、平成23年度は、平成24年1月30日に会議が開催され、愛媛県食品自主衛生管理認証制度の運用や食品中の放射性物質の検査体制等について審議されました。

【会議内容】

○平成23年度 第1回会議(平成24年1月30日)

- ・愛媛県食品自主衛生管理認証制度(愛媛県HACCP制度)について
- ・食品等の放射性物質検査について

　　県内農水産物の検査概要について

県内流通食品の放射性物質検査体制の整備について
 ・平成24年度愛媛県食品衛生監視指導計画(案)について
 ・その他
 うなぎ蒲焼の不適正表示に対する景品表示法及びJAS法に基づく措置について
 愛媛県商品表示基準の見直しの概要について
 牛肉の生食に係る事件の概要及び生食用食肉の取扱基準の設定について

【愛媛県食の安全安心推進県民会議委員】

(H24.4.1現在 五十音順:敬称略)

氏名	現職	備考
大隈 満	愛媛大学農学部生物資源学科教授	会長
岡田 恵美子	愛媛県学校栄養士協議会	
川本 登倭子	愛媛県連合婦人会会长	
白川 千鶴	愛媛県生活協同組合連合会理事	
清家 厚	四国乳業株式会社香川支店支店長	
田中 剛	社団法人愛媛県食品衛生協会理事	
戸田 耕二	周桑農業協同組合代表理事専務	
逸見 幾代	松山東雲短期大学名誉教授	副会長
松岡 真喜男	遊子漁業協同組合専務理事	
矢野 昌美	株式会社フジ	

任期:H21.4.27～H24.4.26(3年)

※H24.4.27からは、矢野 昌美委員(株式会社フジ)に替わって、重松 昌司委員(株式会社フジ)が就任。

(2)「愛媛県食品自主衛生管理認証制度」(愛媛県HACCP制度)について

条例第15条では、「県は、食品関連事業者の自主的な衛生管理の取り組みを促進するため、食品等の製造、加工等を行う工程の安全性を保証するための制度の整備及びその普及に努めるものとする。」とされています。

このため、「愛媛県食の安全安心推進県民会議」での審議等を踏まえ、自主的な衛生管理手法について、HACCPの概念を取り入れた一定の水準以上にあると認められる施設を県が認証する「愛媛県食品自主衛生管理認証制度」(愛媛県HACCP制度)を、平成22年10月から開始しました。

開始当初は、菓子製造業に限定していた対象業種を、平成23年10月からは、食品衛生法の営業許可を要する製造業全般(24業種)に拡大して実施しています。平成23年度末時点で、6社9施設を認証しており、認証企業による認証マークの商品への表示や県ホームページにおける認証施設の公表等により、消費者への周知に努めました。

【愛媛県HACCP制度の概要】

○対象施設

食品衛生法の営業許可を要する製造業全般(24業種)

(平成22年度は、菓子製造業のみ。平成23年10月から対象業種を拡大)

○認証の共通基準

[管理運営基準]

- ・衛生管理の組織体制が確立され、それが明らかとなる書類が作成されていること。
- ・一般的衛生管理基準項目(施設設備等の衛生管理・保守点検、従事者の衛生管理・衛生教育など)に必要な手順書が、それぞれ作成されていること。

[HACCPプランに関する基準]

- ・施設で製造される全品目の一覧表が作成されていること。
- ・申請品目について、HACCPプランに関する書類が作成され、これにより実施されていること。

○認証の有効期間

3年

○認証マークの表示

認証を受けた営業者は、認証マークを表示することができる。

○認証に関する手数料

無料

(3)「自主回収報告制度」について

条例第22条では、「食品関連事業者は、県内において、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手したときは、直ちに、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。」こととなっています。本制度は、平成21年10月から施行され、平成23年度は、表示の誤記など9件(うち松山市1件)の報告があり、いずれも適正に運用されました。

(4)「危害情報申出制度」について

条例第25条では、「県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手したときは、規則で定めるところにより、知事に対し、その旨を申し出ることができる。」こととなっています。また、同条第2項では、「知事は、前項の規定による申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該申出の内容に相当の理由があると認めることは、関係法令及びこの条例に基づく必要な措置を講ずるものとする。」こととなっています。

本制度も平成21年10月から施行されましたが、平成23年度は、食品に関する調査依頼等について56件(うち松山市30件)の申し出があり、いずれも必要な調査を行い、必要な指導など適正に措置しました。

2 食品中の放射性物質検査について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故発生後、県内流通食品の安全性を確保するため、保健所の「食の安全安心相談窓口」において、食品の放射能汚染に関する相談に対応するとともに、食品衛生監視機動班により、出

荷制限食品等の流通監視に努めてきましたが、放射性セシウムに汚染された牛肉が県内にも流通した事態が発生したことから、9月補正予算で、放射性物質検査機器の整備経費を計上するとともに、「愛媛県食の安全安心推進県民会議」の意見を踏まえながら、検査・相談体制を確立することとしました。

東・中・南予の3保健所には、 γ 線簡易測定器(NaI(Tl)シンチレーション検出器)を配備し、平成24年2月6日から3月23日までの間、これを用いてスーパー等から購入した県内に流通する野菜や果物、その加工品などを対象にスクリーニング検査を実施しました。年度末には、精密分析が可能なゲルマニウム半導体検出器が衛生環境研究所に配備され、これにより、県内流通食品に係る一連の検査・相談体制が整いました。

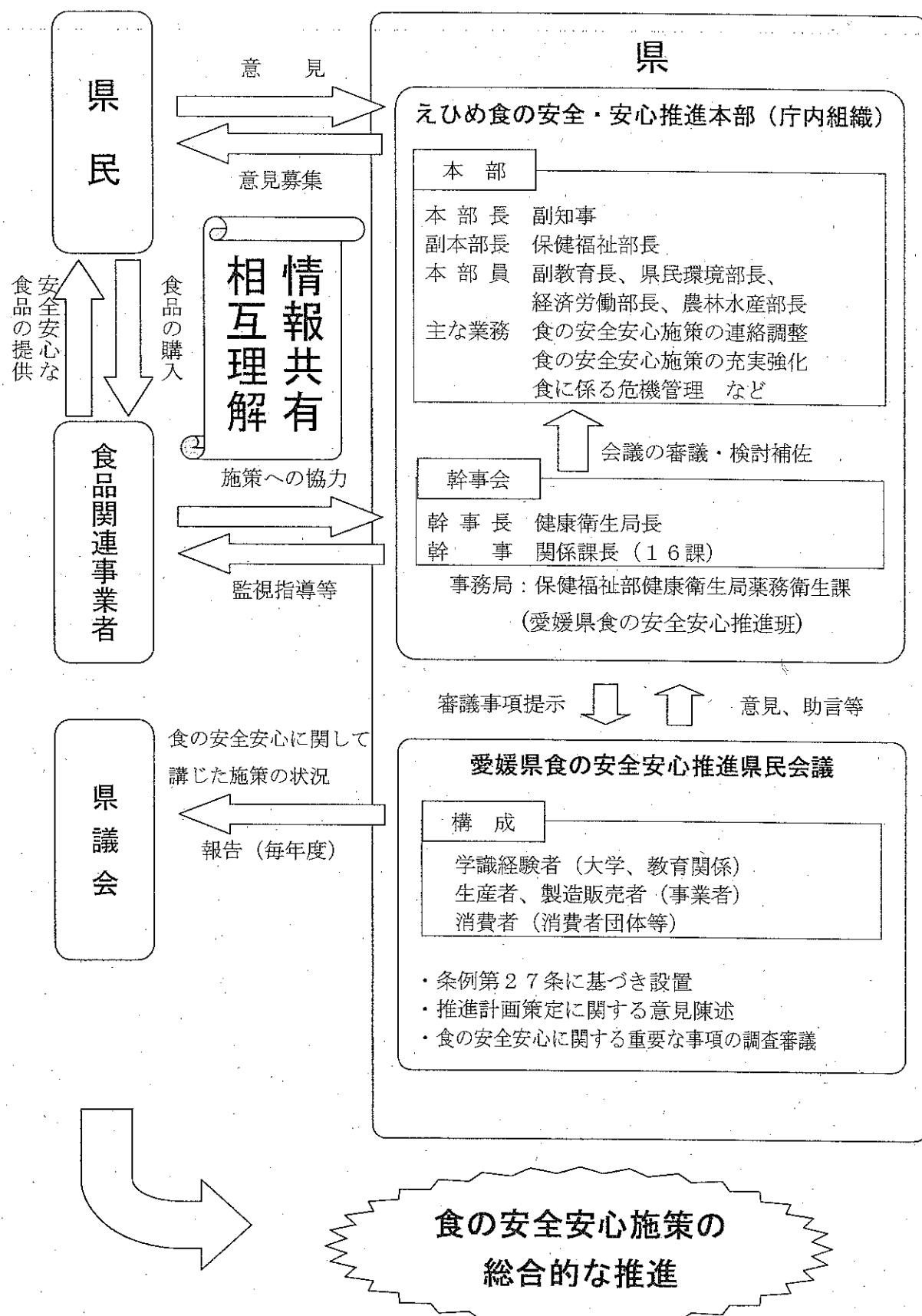
また、みかんやマダイなど県内の主要な農水産物や福島沖を回遊する戻りカツオについても、消費者の不安払拭と風評被害防止のため、収穫または漁獲時期に合わせて放射性物質の検査を実施しました。

いずれの検査においても異常は認められず、検査結果については、県ホームページで速やかに公表するなど、県民への的確な情報提供に努めました。

3 食の安全安心に関する具体的な取組みに関する実施状況について

平成23年度の施策の実施状況については、平成22年4月1日から施行された推進計画の施策体系に基づき、「IV取組み個票」のとおり、それぞれの具体的な取組み毎に取りまとめました。

○食の安全安心推進体制



○施策体系図

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取組み
	I 正確で分かりやすい情報の提供	1 ホームページ等を利用した情報提供の充実 2 食の安全に係る相談窓口の充実	(1) 食の安全安心総合ホームページの開設 (2) メールマガジンの発行 (3) 収去検査結果等の公表 (4) 食中毒予防に関する情報発信 (5) 食品関連事業者からの情報提供支援システム (6) 消費者苦情等に関する一般消費者への情報提供 (7) 相談への的確な対応、情報共有 (8) 出前講座や出前相談室の実施
	II 生産段階における安全安心の確保	3 食の安全確保を最優先した生産への意識の向上 4 安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み 5 消費と生産との距離を縮める取組み	(9) 生産者に対する農薬適正使用の啓発 (10) 農薬販売業者や使用者に対する立入検査の実施 (11) 出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認 (12) 生産者個々における農薬使用の記帳推進 (13) 農業団体や農薬販売業者と連携した農薬適正使用の推進 (14) 生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等への巡回 (15) 牛耳標装着の農家指導 (16) 原木シイタケ等生産者を対象とした技術講習会等の開催 (17) 養殖衛生管理体制の推進 (18) 肌毒検査の実施 (19) 環境保全型農業の推進 (20) 有機農業の推進 (21) G A P (農業生産工程管理) の推進 (22) 消費者ニーズに対応した生産技術の開発 (23) 畜産関係生産者の巡回による普及指導 (24) 死亡牛の E S E 検査 (25) 高病原性鳥インフルエンザ対策 (26) 農林水産参観デーによる推進 (27) ふれあい牧場、工場見学等の開催 (28) 消費者ニーズの把握、生産への反映
	ii 安製造、安加工、確保、販売段階における	6 県内流通食品の監視指導の徹底 7 自主的な衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚 8 自主的な衛生管理手法の導入推進 9 食品表示の適正化の推進	(29) 計画的かつ効率的な食品関係施設への監視指導の実施 (30) 大規模調理施設に対する監視指導 (31) と畜場等の監視指導等 (32) 収去検査の計画的な実施等 (33) 食品に関する調査研究の推進 (34) 食品関係施設への監視指導等を行う人材の育成 (35) 自主衛生管理の周知啓発 (36) 自主衛生管理に関する助言等 (37) 自主衛生管理推進事業の支援 (38) 集団給食施設における自主衛生管理の促進 (39) 自主衛生管理等推進事業者の表彰 (40) 食品自主衛生管理認証制度の創設、普及促進 (41) 食品表示の監視指導 (42) 食品表示に関する啓発 (43) 食品表示に関する連携 (44) 安心感に配慮した表示の推進 (45) 食品表示に関する相談への対応
	III 安消費、安段階のに確保する	10 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進 11 自主回収報告制度の普及 12 自主回収への協力の推進 13 危害情報の申出制度の普及	(46) 食育の推進 (47) 地産地消の推進 (48) 食文化の普及推進 (49) 小学校等での出張食育教室の実施 (50) 栄養教諭による食に関する指導の推進 (51) 自主回収報告制度の普及促進 (52) 自主回収報告内容の迅速な情報提供 (53) 自主回収着手事業者への指導等 (54) 自主回収協力事業者への助言等 (55) 危害情報申出制度の周知 (56) 危害情報への迅速な対応
	III 関係者間の相互理解と協働の推進	14 民間組織等との協働 15 消費者・食品関連事業者との情報・意見交換の実施 16 県民の意見の反映	(57) 食品関係団体との連携 (58) リスクコミュニケーションの推進 (59) 消費者との意見交換会の実施等 (60) リスクコミュニケーターの育成等 (61) パブリックコメントの実施 (62) アンケート等による県民の意識の把握

安全安心・豊かなえひめ食文化の継承